

# 特別定額給付金のお受取に関するお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫は令和2年2月10日に合併し『備前日生信用金庫』に名称を変更しました。

その際、一部店舗の名称や支店コードの変更を行っております。そのため、合併前の「備前信用金庫」・「日生信用金庫」の通帳・キャッシュカードを引続きご利用いただいているお客様につきましては受取口座のお手続きの際、以下のとおり読替えたものをご記入ください。

お手数をお掛け致しますが、ご協力をお願いいたします。

## 1. 金融機関名（金融機関コード）の読替え

- ・「備前信用金庫」（1743） ⇒ 「備前日生信用金庫」（1743）
- ・「日生信用金庫」（1742） ⇒ 「備前日生信用金庫」（1743）

## 2. 支店名（支店コード）の読替え

### （1）旧備前信用金庫

- 「片上支店」（012） ⇒ 「片上中央支店」（012）
- 「山陽支店」（014） ⇒ 「桜が丘支店」（014）
- 「上道支店」（016） ⇒ 「上道駅前支店」（016）

### （2）旧日生信用金庫

- 「本店営業部」（001） ⇒ 「日生営業部」（101）
- 「伊里支店」（003） ⇒ 「伊里中央支店」（103）
- 「和気支店」（007） ⇒ 「和気中央支店」（107）
- 「山陽支店」（009） ⇒ 「赤磐支店」（109）
- 「長船支店」（011） ⇒ 「長船中央支店」（111）
- 「邑久支店」（014） ⇒ 「邑久中央支店」（114）

※上記以外の旧日生信用金庫の支店コードは100を加えて読替えて下さい。

通帳の写し添付につきましては、旧金庫名、店名のままでも受けていただけるよう次の市町村に依頼しております。

～備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・岡山市・赤穂市～

この手続きのために金融機関、警察、市役所等の公的機関の職員が

- ・電話や訪問で、お客様の口座番号や暗証番号をお伺いすること
- ・キャッシュカードや通帳を受け取りに行くこと
- ・ATMに行って操作をお願いすること

は、絶対にございませので、ご注意ください。